

生活福祉資金貸付制度について

平成30年12月19日

全国社会福祉協議会 民生部

伊藤 浩司

1. 両事業の連携の意義、必要性について

2. 生活福祉資金貸付事業とは

3. 貸付状況について

4. 家計相談支援事業を利用した貸付事例

5. 両事業の連携推進に向けて

1. 両事業の連携の意義、必要性について

(1) 家計相談支援事業についてのメリット

- ▶ 家計相談支援では賄いきれない一時的に必要な費用への対応
⇒家計相談支援単独では収入を生み出すことはできない
 - ・継続的に収入が不足している
 - 自立相談支援事業による就労支援等
 - ・一時的に収入が不足している
 - 生活福祉資金による貸付等
(公的給付金や初回給与が支給されるまでの生活費の貸付、分割納付ができない場合の公共料金滞納分の支払いへの貸付、等)
- ▶ 債務整理を行う場合にかかる費用への対応

(2) 生活福祉資金貸付事業についてのメリット

- ▶ 家計状況の「見える化」により、償還の見込みの判断がしやすくなる
(借受人は償還の見通しが立てやすくなる)
- ▶ 生活福祉資金滞納者への支援
 - ・生活福祉資金滞納者で家計管理に課題を抱え、それが原因で償還ができなくなっている場合、家計相談支援が有効となる場合もある。

(3) 両事業連携への期待

- 国においても年金担保貸付事業の廃止に伴い、両事業の連携支援が期待されている。

【社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(平成29年12月15日)より抜粋】

(生活福祉資金貸付制度)

- ・年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

2. 生活福祉資金貸付事業とは

(1) 貸付とともに相談支援を行う事業

- 貸付のみを行うのではなく相談支援を合わせて行うことが大きな特長
 - ・償還期間は最長で20年と長いなか、借受人にとっても長期間にわたる相談先となる(債権者でありながら相談員でもあるというのが大きな特長)
 - ・自立相談支援事業や家計相談支援事業の再プランにつなげる等の役割
- 社協においても重要な支援ツールとして活用

(2) 第一種社会福祉事業への位置づけ

- 社会福祉法第2条に規定する「生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」に該当するものとして第一種社会福祉事業に位置づけ
- 第一種社会福祉事業は、原則、行政及び社会福祉法人のみが実施できるとくに公益性の高い事業

(3) 全額公費が財源

- ▶ 生活福祉資金は全額公費(税金)が財源であるため適切な審査が必要
 - ・貸付は償還によって貸付原資を循環させることで限られた財源を有効活用できる
 - ・よって、償還の見込みが立つかどうかということは事業を円滑に推進していくうえでも重要な要素
- ▶ 借金を増やすことでかえって負担とならないよう貸付の妥当性を判断

(4) 他制度利用優先の原則

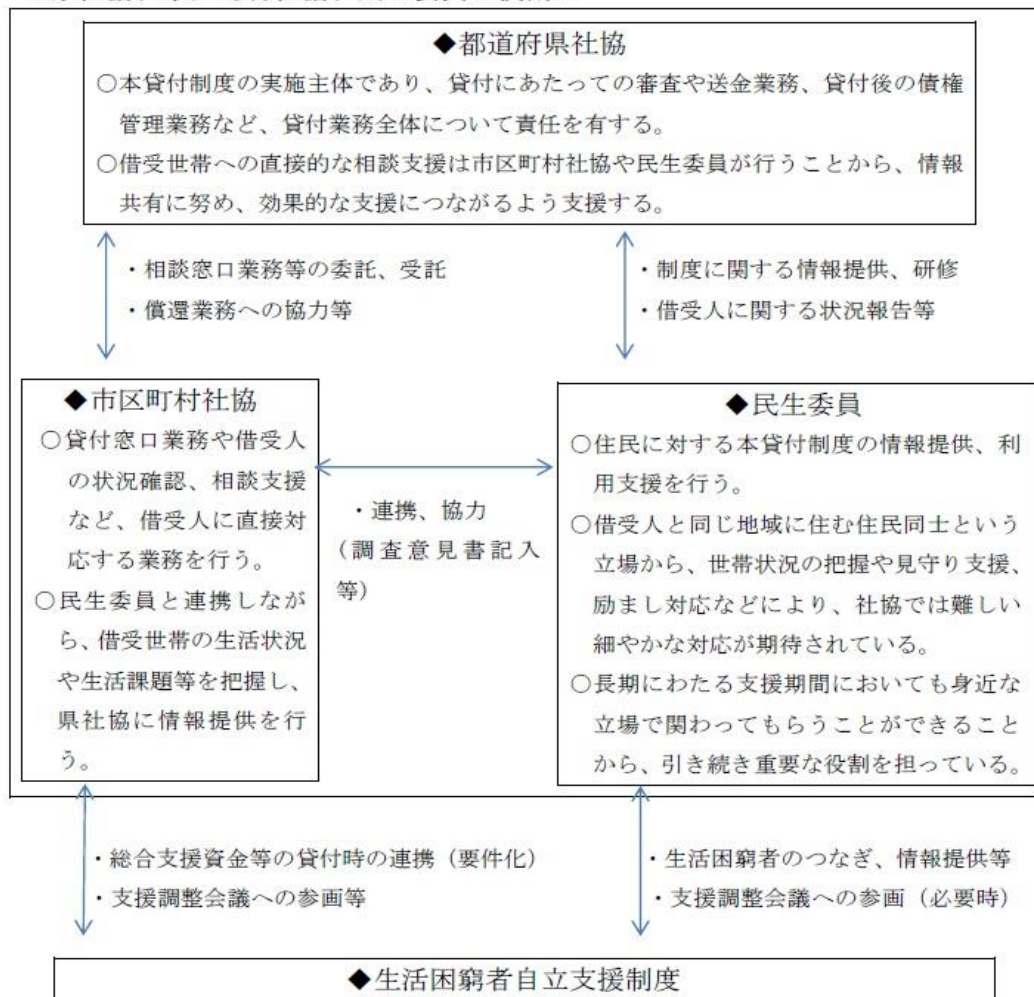
- 他の公的な支援制度が利用できる場合は他制度の利用が前提
 - 例：
 - ・ 失業者が借入相談に来た場合は、ハローワークでの失業給付申請の可否や求職者支援制度の利用の有無を確認
 - ・ 母子世帯が進学に関わる借入相談に来た場合は、母子父子寡婦福祉資金や日本学生支援機構奨学金の利用の有無を確認
- 「貸付」だからといって社協に回すと、結果的に「たらい回し」となる可能性もある

(5) 民生委員の協力

- 生活福祉資金は、民生委員による低所得者の自立更生を促進するための「世帯更生運動」がその源。
- 住民に身近な立場から見守り支援や励ましを行う重要な役割
 - ・協力者という立場、同じ地域住民であるという立場から、実施主体の社協とは違うアプローチができることから、事業を推進していくうえで重要な役割を担っている

【県社協、市区町村社協、民生委員の役割】

《県社協、市区町村社協、民生委員の役割》



3. 貸付状況について

(1) 資金種類について①

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金(注)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金(注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 12月以内	無利率	不要

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※ 貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

(1) 資金種類について②

教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で 連帯借受人が 必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか 低い利率	必要 ※推定相続人 の中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

(2) 平成30年度の貸付決定件数について

- ▶ 平成30年度の全資金の貸付決定件数(速報値)は8,627件であり、平成29年度と比べ353件の減(3.9%減)
- ▶ とくに、総合支援資金の貸付決定件数は、255件と大幅な減(41.4%減)。
- ▶ 近年高止まりであった教育支援資金も減少傾向(14.2%減)。
- ▶ 総合支援資金のうち、自立相談支援事業を利用した貸付件数は236件であり、貸付決定件数255件の92.5%を占める。

※自立相談支援事業を利用した総合支援資金の貸付割合

・27年度:90.5% / 28年度:92.3% / 29年度:88.3%

〔件〕

	①平成29年度貸付決定件数	②平成30年度貸付決定件数(速報値)	③貸付決定件数の増減[②-①](%)	④「②」のうち自立を利用した件数(%)	⑤「②」のうち家計を利用した件数(%)
全資金合計	8,980	8,627	-353(-3.9)	1,669(19.3)	129(1.5)
総合支援資金	435	255	-180(-41.4)	236(92.5)	12(4.7)
福祉費	2,284	2,837	553(24.2)	69(2.4)	13(0.5)
緊急小口資金	4,003	3,563	-440(-11.0)	1,349(37.9)	99(2.8)
教育支援資金	2,156	1,849	-307(-14.2)	15(0.8)	5(0.3)
不動産担保型	102	123	21(20.6)	0	0

※平成30年4~9月/全社協調べ

※緊急小口資金には特例貸付分は含まれていない

※不動産担保型は、不動産担保型生活資金と要保護世帯向け不動産担保型生活資金の合計数

(3) 資金種類ごとの貸付状況等について①

① 総合支援資金

- ◎ 就労活動時の生活費等の貸付
- 貸付件数の減少について

② 福祉費

- ◎ 転居費や療養費等、一時的に必要な経費への貸付
(生活保護世帯向けの生活必需品購入に係る貸付が増えている)
- 低所得高齢者への対応について

③ 緊急小口資金

- ◎ 緊急一時的に必要な経費への貸付
 - ・ 公共料金滞納分の支払いへの貸付
 - ・ 雇用保険の給付制限期間中の生活費の貸付
 - ・ 自立相談支援機関の就労支援を受けている際の経費(就職活動のための交通費等)への貸付
- すぐにでも支援が必要な緊急性の高いケースへの対応について

(3) 資金種類ごとの貸付状況等について②

④教育支援資金

- ◎高校や大学に就学するために必要な経費への貸付
- 日本学生支援機構奨学金や生活困窮者自立支援制度との連携について

⑤不動産担保型生活資金

- ◎居住用不動産を担保にした生活費等の貸付
- 貸付による高齢者の生活支援について

4. 家計改善支援事業を利用した貸付事例

(1) 初回給与までの生活費を支えるために総合支援資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	43歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入				⑤滞納状況・債務状況	
○本人 ※妊娠5か月 ○夫 44歳 ごみ処理施設 14万円(予定) ○長女 8歳 3年生 ○長男 6歳 1年生 ○次男 5歳 年長 ○三男 2歳 幼児 ○実母 67歳 無職 年金収入3万円				○電気 3か月滞納 1.9万円 ○水道 4か月滞納 17万円 ※水道管からの漏水による増 ○ガス 2か月滞納 1.8万円 ○電話 2か月滞納 6.2万円 ○家賃 2か月滞納 8万円 ○国保 4期分 9.9万円	

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)

- 夫が前年に退職、9か月後に現在の就労先が決まるが、その間9か月の失業期間があり、生活費が大幅に不足。
- この間、失業給付や4人の子ども手当、母と弟の援助で凌いできたが援助も限界。公共料金等も滞納し始めている(電気は止められた)。
- 夫は3月に就労したが、4月の給与は5万円、満額支給は5月からであり、まとまった収入までは期間がある。

②最初の相談先 / 社会福祉協議会

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・公共料金滞納分と生活費の貸付 総合支援資金 67.8万円
 - 生活支援費 23万円
 - 一時生活再建費 44.8万円

- 家計相談支援機関
 - ・電気復旧に向け独自資金の貸付(1か月分・1万円)
 - ※電気停止から2日で復旧
 - ・緊急食糧支援(初回給与までの半月程度)
 - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関
 - ・増収に向けた就労相談、支援機関との調整

④支援後の状況

- 公共料金等の滞納分が貸付により解消。
- 出産後、本人が仕事を再開したことで当初の家計計画表よりも2万円程度収入に余裕ができ生活が安定した。
- 生活福祉資金も滞納なく順調に償還。

(2) 失業給付金受給までの生活費を支えるために緊急小口資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	男性	②年齢	62歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入 ○本人 心身障害者扶養共済 2万円 所持金 5万円				⑤滞納状況・債務状況 ○国民健康保険料 5.1万円 ○家賃 19.5万円 ○ローン(家電等)40万円	

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)

- 失業給付を申請したが、給付制限期間が3か月あるため、失業給付がもらえるまでの生活費が不足している。
- 貸付を利用しても、滞納等もあることから、生活費を切り詰める必要があり、生活に不安をもっている。

②最初の相談先 / 自立相談支援機関

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・給付制限期間中の生活費の貸付(緊急小口資金 10万円)
- 家計相談支援機関
 - ・国民健康保険料の減免手続き、分納相談への同行
 - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関
 - ・住居確保給付金、支援機関との調整
- ハローワーク
 - ・就労支援

④支援後の状況

- 失業給付金(12.4万円)により、国民健康保険料の分納とローン返済を賄い、家賃滞納分はその返済が終わった後で返済することを大家と確認
- 失業給付終了後は、障害者特例の老齢年金を受給。求職活動中にハローワークより就労継続支援A型事業所を提案され、就労。
- 生活福祉資金は滞納なく順調に償還。

5. 両事業の連携推進に向けて

【生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル(平成27年3月17日/厚生労働省)より抜粋】

- 生活福祉資金と自立相談支援機関又は家計相談支援機関の⁽¹⁾双方の担当者がお互いの制度の内容を理解することや、⁽²⁾お互いに相談できる関係を築いておくことが必要であり、勉強会やケース会議を開催するなど、双方の担当者から積極的にアプローチすることが重要である。
- 自立相談支援機関等と生活福祉資金の双方の担当者が相談段階から連携したり、⁽³⁾相談者の状況やアセスメントの結果を共有したり、それぞれの事業の利用を円滑に行えるように体制を整えておくことが必要である。

(1)お互いの制度の理解

- 違いを理解したうえでの取り組み

(2)関係性の構築

- 顔の見える関係づくり
 - ・相談者への同行、同席
 - ・支援調整会議への出席

(3)相談者の状況を把握した際の情報共有

- 提供書類・方法の考慮 → 業務の補完、相談者の負担軽減